

「全県会議」 検討会議の運営に関する規程

(趣旨)

第 1 条 県と市町の地域づくり連携・協働協議会（以下「協議会」という。）規約第 14 条第 5 項の規定により、協議会の全県会議に設置する検討会議（以下「検討会議」という。）の運営に関し必要な事項を次のとおり定める。

(所掌事項)

第 2 条 検討会議は、協議会規約第 3 条の規定による協議等事項のうち、調整会議で決定された事項を専門的に協議又は研究する。

(組織)

第 3 条 検討会議は、県及び市町の職員で構成する。ただし、必要に応じて学識経験者を構成員又は助言者として招聘することができる。

- 2 検討会議に代表及び副代表を置く。
- 3 検討会議の代表及び副代表は、検討会議の構成員の互選により選任する。
- 4 検討会議は、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

(代表及び副代表の職務)

第 4 条 代表は、検討会議を代表し、会務を総理する。

- 2 代表は、協議等事項についての意見調整に努めなければならない。
- 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(検討会議の開催)

第 5 条 検討会議は、代表が招集する。

- 2 検討会議は、必要に応じて第 3 条の規定による構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(協議等計画書の作成)

第 6 条 検討会議は、協議会会長から指示を受けた事項について、別紙様式 1 により「協議等計画書」を作成しなければならない。

(協議等経過報告書の作成)

第 7 条 検討会議は、前条の規定による「協議等計画書」に沿って協議等を行うとともに、別紙様式 2 により「協議等経過報告書」を協議等の都度作成しなければならない。

(協議等経過及び結果の報告)

第 8 条 検討会議は、第 6 条及び前条の規定による「協議等計画書」及び「協議等経過報告書」をもとに、協議等経過及び結果を直近に開催する協議会総会に報告しなければならない。

附則

(施行期日)

この規程は、平成 21 年 5 月 18 日から施行する。

検 討 会 議 協 議 等 計 画 書

協議等テーマ	
目 的	
検討事項	
具体的な協議等スケジュール	
メンバー	

検討会議協議等経過報告書

日時・場所	
参加者	
議題	
意見の概要	
決まったこと	
その他	
次回開催日・場所	
作成者	